

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

- 「10月からの保険料の満額徴収に向けた取組について」
(課長会議資料)等の送付について

(合計 本紙含め21枚)

vol. 109

平成13年5月29日

厚生労働省老健局介護保険課

* 貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信いただきますよう
よろしくお願いたします。

「10月からの保険料の満額徴収に向けた取組について」
(課長会議資料)等の送付について

昨日、全国介護保険担当課長会議が開催されました。このうち、10月からの保険料の本来額徴収に関しましては、一部で報道などもされていることから、会議資料のうち関係する部分(計18枚)を送付します。各都道府県におかれましては、本最新情報について、取り急ぎ保険者宛周知方いただきますようお願い申し上げます。

各自治体におかれましては、10月からの本来額徴収に向けた取組につき、引き続き遺漏なきようお願い申し上げます。

なお、介護保険制度は、介護を国民皆で支え合おうとするものであり、制度の趣旨に即した保険料の徴収が極めて重要と考えておりますので、その点についての御配慮を引き続き賜りますよう併せてお願い申し上げます。

送付資料におきましては、市町村における取組例も示されています。これらは、それぞれ地域の実情に応じ、特に低所得者に対する配慮が必要である場合の1つの取組としてご紹介したものです。

今後とも、保険料について介護保険制度の趣旨に即した対応をお願いするというこれまでの基本的な考え方に沿って、適切に対応していただくようお願いいたします。

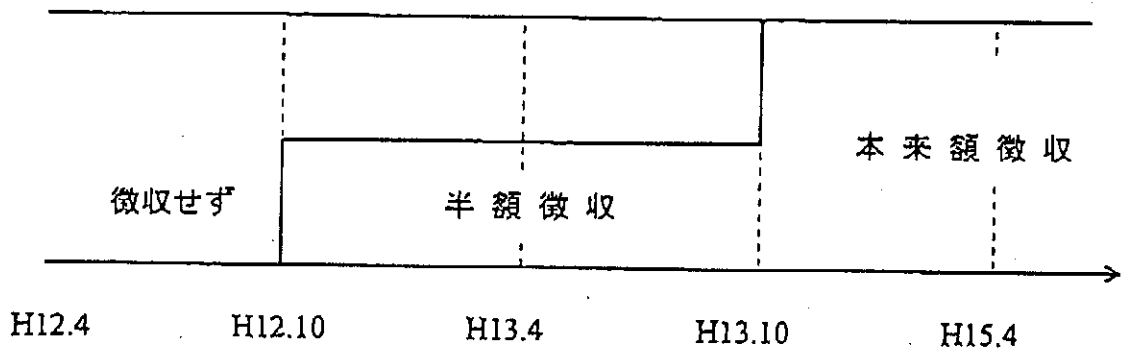
なお、これに関連して、神戸市方式と条例の関係についての質疑応答(1枚)を別添のとおり添付いたしますので、御参照ください。

10月からの保険料の満額徴収に向けた取組について

(1) 10月からの満額徴収の開始

第1号被保険者の保険料については、「介護保険の円滑な実施のための特別対策」により、

- ① 法が施行された昨年4月から昨年9月までは納めなくて良いこととされ、
- ② 昨年10月から本年9月までは半額を納めることとされ、
- ③ 本年10月からは本来の額を納めることとされている。



第1号被保険者に対しては、

- ・ 本年10月からの保険料の満額徴収は、経過的な措置を終了して、本来徴収されるべき額を納付していただくものであること
 - ・ 高齢者の保険料は給付費の平均1/6程度であり、残りは公費や第2号被保険者からの保険料であること。また、第2号被保険者は、法施行当初から本来の保険料を支払っていること
- などを十分周知し、その理解を求めることが必要である。

この場合の留意点については、以下のとおりである。

(2) 広報に向けた取組について

国は、別紙の広報を行う予定である。

各自治体におかれては、国の広報に加え、広報紙、ポスター、パンフレットといった各種媒体を通じた広報活動に遺漏がないようお願い申し上げます。なお、被保険者の理解のためには、文書の配布のみならず説明会の開催や相談体制の整備なども重要であり、併せてご検討願いたい。

また、国が作成し、配布するポスターその他の資料の掲示、配布については、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 保険料に関する市町村の取組例について

① 6段階設定について

第1号被保険者の保険料については、基本的な5段階設定のほか、6段階設定とすることができる。

6段階設定は、低所得者に配慮するための取組の一つであり、現在、千葉県流山市、神奈川県横浜市、京都府亀岡市・京北町・園部町・丹波町・日吉町・瑞穂町・和知町、和歌山県南部町の計10市町が行っている。

これらの市町からは、6段階設定の効果について、別添資料のとおり指摘があった。

6段階設定は、政令上認められた方法であり、特に低所得者への配慮を行う場合には、まずはこうした法令上認められた方法による対応を検討することが基本である。6段階設定の具体的な方法については、別添資料のとおりであるので、参照されたい。

なお、6段階設定とするためには条例改正が必要であるが、保険料の基準額自体を変更しない場合には、事業運営期間中の条例改正も差し支えないものと考えている。

② 制度の趣旨に即した保険料徴収の徹底について

ア) 保険料の単独減免

一部の市町村において、低所得者である第1号被保険者の保険料を単独で減免

する動きがあるが、これまで申し上げてきたとおり、介護保険制度は、介護を国民皆で支え合おうとするものであり、保険料を支払った者に対して必要な給付を行うものであることから、

- a) 保険料の全額免除
- b) 収入のみに着目した一律の減免
- c) 保険料減免分に対する一般財源の繰入

は、適当ではないと考えている（詳細について別添参照）。

イ) いわゆる神戸市方式について

一方、神戸市においては、6段階方式ではなく、別添のと通りの保険料の単独減額措置を実施している。保険料財源により個別に資産等の状況を総合的に判定して保険料の一部を軽減するという考え方については、上記の3原則の範囲内の取組であると考えている。

なお、神戸市方式を行うためには、条例に根拠を置くことが必要である。条例上既に「その他特別な理由があるものとして特に定めるものに該当すること。」などのような減額の根拠を有している市町村においては、条例改正を経ずに神戸市方式に移行することが可能であるが、こうした場合であっても、被保険者の合意を得られるよう、市町村議会での審議や市町村に運営委員会が設置されている場合にはそこでの議論を経るなどその決定手続に留意すべきである。

いずれにせよ、引き続き制度の趣旨を逸脱した単独減免措置が導入されることのないよう、介護保険制度や保険料の趣旨の周知について御配慮願いたい。

(4) 滞納者に対する保険給付上の措置について

① 滞納者に対する保険給付上の措置の仕組み

介護保険制度は、介護を国民皆で支え合おうとするものであることから、被保険者間の負担の公平を確保するため、保険料の滞納がある場合、以下の措置が講じられることとなっている。

ア) 保険料を1年以上滞納している場合、保険給付が償還払い化されること。

イ) 保険料を1年6か月以上滞納している場合、アにより償還払いされる費用が差

し止められること。さらに、滞納している保険料の額と差し止めた給付の額とを相殺する場合もあること。

ウ) 保険料を2年以上滞納している場合、滞納期間に応じた期間、給付割合が9割から7割に引き下げられることとなるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなること。

これらは、要件に至った場合には、以下の法令で定められた例外に該当する場合を除き、法律上譲じなければならない措置であることに留意する必要がある(上記ア、イの措置については、それぞれの期間の経過前であっても、市町村の判断により行うことができる)。

<法令で定められている例外(償還払い化の場合)>

- ・ 原爆一般疾病医療その他施行規則第98条等で定める公費負担医療の受給者
- ・ 災害その他施行令第30条等で定める特別の事情がある場合

※ また、滞納額の著しい減少があった等の場合(施行令第31条)には、これらの措置は解除されることとなる。

② 本年10月からの措置

保険料の徴収は、昨年10月から開始されているため、本年10月には、1年の滞納期間が経過し、保険給付の償還払い化が始まる事例も考えられる。このため、各自治体においては、以下のような取組を十分行うことが必要である。

ア) 保険給付上の措置についての周知徹底

介護保険を利用しながら滞納している者を中心に、保険給付上の措置について、被保険者への周知徹底を図ることが必要である。

給付の償還払い化については、具体的には要介護認定や更新認定の際に行うこととなるが(必要がある場合にはその前においても可能。)、弁明の機会を付与することが必要であることに留意しつつ、その予告通知や教示を行う必要がある。

なお、制度施行前からのホームヘルプサービスの利用者に対する利用料の軽減措置(10%→3%)についても、9割給付部分と一体的に償還払いとなるもの

である。

イ) サービス利用中の滞納者についての分析と納付相談

保険給付上の措置が講じられる前に、できる限り被保険者の理解を求め、自主的に納付していただくことが望ましい。このため、サービスを利用しながら滞納している者の状況について十分調査し、その結果を踏まえて、保険給付上の措置に至る前に、滞納者の状況に応じたきめの細かい納付相談を行うことが重要である。

10月からの高齢者保険料の本来額徴収に向けた広報について（案）

国は、10月からの高齢者保険料の本来額徴収に向けて、以下の広報を実施する予定である。

【パンフレット】（本日見本の配布、6月実物配布）

パンフレット「みんなでささえる介護保険」を最新データに基づき改訂（別添案参照）

※昨年同様、都道府県30部、政令市・中核市50部、その他市町村50部を配布する予定

【リーフレット】（本日見本の配布）

昨年同様、各市町村において納入通知書の発送時に同封するリーフレットの見本を作成（別添案参照）。各市町村において注文が可能となるようにする。

【ラジオ】（7月～12月）

「宮崎美子のみんながほっと介護保険（仮称）」の実施

※介護保険について分かりやすく解説する番組を放送、

毎週土曜又は日曜の朝10分番組、26回、全国33局のAMラジオ局

【ポスター】

- ①高齢者等に理解を得やすいキャラクターを活用したポスターを作成し、駅などに掲示、各自治体にも配布（8月）
- ②「宮崎美子のみんながほっと介護保険」のPRポスター掲示、各自治体にも配布（6月）

【新聞】（9月）

全国紙及び地方紙に7段程度の（約1/2）の広報を実施

【その他】

- ・月刊「厚生」8月号に介護保険の特集を予定
- ・厚生労働省の介護保険ホームページの改訂検討

6段階設定にした場合のメリット・効果等について

現在、介護保険料を6段階設定にしている10市町においては、以下のようなメリット・効果等を指摘している。

- 1 低所得者に対する理解（全10市町：千葉県流山市、神奈川県横浜市、和歌山県南部町、京都府亀岡市、京北町、園部町、丹波町、日吉町、瑞穂町、和知町）
 - ・ 低所得者の負担を軽減することができ、低所得者からの理解を得られやすい。
 - ・ 低所得者を中心に被保険者の理解が得られ、収納率を高めることができたと考える。
 - ・ 第6段階を基準額の2.0倍とし、第1段階を0.25倍とすることによって、保険料額に8倍の開きを設けることができ、低所得者に対する理解が得られやすい。

- 2 一般会計の負担（京都府亀岡市、日吉町）
 - ・ 財政に余裕がない中で、一般会計からの繰入を必要とせず、一般会計にしわ寄せを生じることがない。

- 3 その他
 - ・ 議会に対しても、制度の枠内で可能な限り低所得者に配慮していることを説明することができ、理解を得られやすい。

第1号被保険者の保険料の減免措置について

1. 保険料の免除が適当でない理由

介護保険は、40歳以上の国民が皆で助け合う制度であり、64歳以下の現役世代がすべて保険料を支払っている中で、一部とはいえ、高齢者が保険料をまったく支払わないということは、この助け合いの精神を否定することになる。

(保険料の免除ではなく、制度の枠外での現金支給について)

保険料の免除と同じ結果となる措置は、制度の枠外であっても、実質的に助け合いの精神を否定することには変わらない。

2. 保険料の一律減免が適当でない理由

介護保険制度においては、保険料を所得に応じた5段階設定や6段階設定とすることなどにより、所得の低い方への必要な配慮を行っているところである。こうした方法以外で、更に一定の収入以下の者について、収入のみに着目して一律に減免措置を講じることは、正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平である。

3. 一般財源による保険料減免分の補填が適当でない理由

介護保険の費用は、高齢者の保険料が原則17%、市町村の一般財源が12.5%というように、それぞれ負担割合が決められている。このうち、高齢者の保険料は、高齢者の方にも助け合いに加わっていただくために、支払っていただいているものであり、それを減免し、その分を定められた負担割合を超えて他に転嫁することは、助け合いの精神を否定することになる。

また、市町村の一般財源は、住民のための貴重な財源であるから、将来の介護費用が増加しないよう、介護予防や健康づくりなどに充てることが重要ではないか。

◎低所得者に対する介護保険料の単独減免を実施している市町村一覧

(平成13年4月1日現在)

	都道府県名	市町村名	個別	減額	保険料
1	北海道	釧路市	○	×	○
2	北海道	帯広市	○	○	○
3	北海道	夕張市	○	×	×
4	北海道	留萌市	○	×	○
5	北海道	苫小牧市	○	○	○
6	北海道	稚内市	○	×	×
7	北海道	美幌市	○	×	○
8	北海道	赤平市	○	×	○
9	北海道	士別市	○	○	×
10	北海道	三笠市	○	×	○
11	北海道	根室市	○	×	○
12	北海道	千歳市	○	×	×
13	北海道	滝川市	○	○	○
14	北海道	歌志内市	○	○	×
15	北海道	宮城県野市	○	×	×
16	北海道	北広島市	○	○	○
17	北海道	石狩市	○	×	×
18	北海道	上磯町	○	○	○
19	北海道	大野町	○	○	○
20	北海道	七飯町	○	○	○
21	北海道	戸井町	○	×	○
22	北海道	恵山町	○	×	○
23	北海道	黒松内町	○	○	×
24	北海道	蘭越町	○	○	×
25	北海道	泊村	○	○	×
26	北海道	奈井江町	○	○	×
27	北海道	上砂川町	○	○	×
28	北海道	浦臼町	○	○	×
29	北海道	新十津川町	○	○	×
30	北海道	雨竜町	○	○	×
31	北海道	沼田町	○	×	×
32	北海道	朝日町	○	×	×
33	北海道	中頓別町	○	×	×
34	北海道	雄武町	○	○	×
35	北海道	門別町	○	×	×
36	北海道	忠類村	○	○	×
37	北海道	標津町	○	○	×
38	岩手県	山田町	×	×	×
39	岩手県	岩泉町	×	×	×
40	宮城県	岩沼市	○	×	×
41	宮城県	中田町	○	○	×
42	茨城県	古河市	○	×	×
43	茨城県	水海道市	○	×	×
44	茨城県	岩井市	○	×	×
45	茨城県	牛久市	×	○	×
46	茨城県	つくば市	○	○	○
47	栃木県	小山市	×	×	×
48	栃木県	足尾町	×	○	×
49	群馬県	太田市	○	×	○
50	埼玉県	上尾市	○	×	○

	都道府県名	市町村名	個別	減額	保険料
51	埼玉県	富士見市	○	×	○
52	埼玉県	幸手市	○	○	○
53	埼玉県	吉川市	○	○	○
54	埼玉県	鳩山町	○	○	○
55	千葉県	銚子市	○	○	○
56	千葉県	市川市	○	×	○
57	千葉県	船橋市	○	○	○
58	千葉県	成田市	○	×	×
59	千葉県	八日市場市	○	×	×
60	千葉県	習志野市	○	×	○
61	千葉県	柏市	○	○	○
62	千葉県	八千代市	○	×	○
63	千葉県	湊安市	○	×	○
64	千葉県	岬町	×	×	×
65	東京都	千代田区	○	○	○
66	東京都	小金井市	○	×	○
67	東京都	国分寺市	○	×	○
68	東京都	狛江市	×	×	×
69	東京都	東久留米市	○	○	×
70	神奈川県	川崎市	○	○	○
71	神奈川県	横須賀市	○	○	○
72	神奈川県	鎌倉市	○	×	○
73	神奈川県	秦野市	○	○	×
74	新潟県	村上市	○	×	○
75	石川県	金沢市	○	×	○
76	石川県	蕨川町	○	×	×
77	山梨県	富士吉田市	○	×	○
78	長野県	長野市	○	×	○
79	岐阜県	岐阜市	○	○	○
80	岐阜県	高山市	○	×	×
81	岐阜県	美濃加茂市	×	×	×
82	岐阜県	笠松町	○	×	×
83	岐阜県	七宗町	○	×	×
84	岐阜県	白川町	○	×	○
85	岐阜県	蛭川村	○	×	○
86	静岡県	富士市	○	×	○
87	静岡県	藤枝市	○	×	○
88	静岡県	三ヶ日町	○	×	×
89	愛知県	半田市	×	×	×
90	愛知県	碧南市	×	×	×
91	愛知県	豊田市	×	×	○
92	愛知県	小牧市	○	○	○
93	愛知県	知立市	×	○	×
94	愛知県	岩倉市	×	×	×
95	愛知県	扶桑町	○	×	○
96	三重県	松阪市	○	○	○
97	滋賀県	近江八幡市	○	×	○
98	滋賀県	水口町	○	×	×
99	滋賀県	びわ町	○	×	×
100	滋賀県	湖北町	○	×	×

※「個別」…個別申請によって収入資産等の状況を総合的に把握し、個別に判定を行う場合 — ○
「減額」…減額のみで、免除又は免除と減額を行う場合は含まない場合 — ○
「保険料」…減免等の財源を一般財源ではなく、第1号保険料としている場合 — ○

	都道府県名	市町村名	個別	減額	保険料
101	京都府	八幡市	×	×	×
102	京都府	京田辺市	○	×	○
103	京都府	木津町	×	×	×
104	京都府	笠置町	×	×	×
105	大阪府	大阪市	○	○	○
106	大阪府	八尾市	○	○	×
107	大阪府	泉佐野市	○	○	○
108	大阪府	菟田林市	○	○	○
109	大阪府	松原市	○	○	○
110	大阪府	柏原市	○	○	○
111	大阪府	羽曳野市	○	○	○
112	大阪府	泉南市	○	○	○
113	兵庫県	神戸市	○	○	○
114	兵庫県	西宮市	○	○	×
115	兵庫県	芦屋市	○	○	○
116	兵庫県	伊丹市	○	×	○
117	兵庫県	川西市	○	○	○
118	兵庫県	宝塚市	○	○	○
119	兵庫県	市川町	○	○	○
120	兵庫県	福崎町	○	○	○
121	兵庫県	竹野町	○	×	○
122	兵庫県	出石町	○	○	○
123	和歌山県	和歌山市	○	○	○
124	和歌山県	海南市	○	×	○
125	和歌山県	湯浅町	○	×	○
126	鳥取県	泊村	○	○	×
127	島根県	六日市町	×	×	×
128	岡山県	倉敷市	○	○	○
129	広島県	碧田村	○	×	○
130	山口県	宇部市	○	○	○
131	山口県	徳地町	○	○	○
132	香川県	香南町	×	×	×
133	福岡県	行橋市	○	○	○
134	長崎県	長崎市	○	○	○
135	長崎県	三和町	○	○	○
136	長崎県	佐々町	○	○	○
137	熊本県	小園町	○	○	×
138	宮崎県	小林市	○	○	○
139	沖縄県	那覇市	○	×	×